

## 回 答 書

令和6年6月10日

地域包括ケアシステム深化・推進支援業務に関する質問内容について、以下のとおり回答します。

質 問 項 目	質 問 内 容	回 答
公募要領6 経費見積書 について	<ul style="list-style-type: none"><li>・提出する見積書は、次の計5種類を個別に作成すると理解しているが相違ないか ①仕様書3-(2)に関する、令和6年度から令和8年度分の計3点 ②仕様書3-(3)に関する、令和6年度から令和7年度分の計2点</li><li>・仕様書3-(3)について、2か年計画でまとめることとなった場合の見積は、令和6年度と同程度の業務が生じることを想定して作成するが、問題ないか。</li><li>・仕様書4-(4)会議運営支援等において、委員への謝金・交通費の支払いが含まれているが、貴県における謝金・交通費の基準単価あるいは規定をご教示いただきたい。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・左の①及び②の計5点は費用内訳として提出してください。また、①と②を合計した令和6年度から令和8年度までの各年度の経費見積書3点も提出してください。</li><li>・問題ありません。</li><li>・委員謝礼金の日額は「8,400円」、旅費は「交通費（鉄道賃、車賃、航空賃、船賃）＋旅行雑費（県内50km未満400円、県内50km以上700円、県外2,000円）＋宿泊料9,800円」が本県の規定となります。</li></ul>
仕様書7業 務の再委託 等(1)につい	<ul style="list-style-type: none"><li>・契約金額の50%を超える業務の委託ができないこととなっているが、「契約金額」と</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・左の契約金額とは企画提案仕様書4(1)から(4)までの業務全体の合計金額を指します。な</li></ul>

て	は、事業全体の金額を指すという理解でよろしいか。それとも公募要領 3 見積限度額にあるように、仕様書 4(1)～(3)の業務と、仕様書 4(4)の業務、それぞれで 50%を超えることができないという趣旨か。	お、企画提案仕様書 4(1)から(4)までの各個別業務に割り振られた金額のうち、50%を超える金額が再委託となっている個別業務がある場合は、委託契約書（案）第 17 条第 2 項の規定に基づく手続の際、当該業務目的に応じた適切な再委託の金額となっているかを確認したうえで、県として承諾するか否かの判断を行うこととなりますので、ご注意ください。
---	---	---